

東北大学における公正な研究推進のための研究倫理教育実施指針

平成 28 年 3 月 29 日
統括研究倫理推進責任者 裁定

1. 目的

「東北大学における研究行動規範」において、本学で研究活動を行う構成員（教職員及び学生。以下、「構成員」という。）は、「研究の公正性を確保するために、自己研鑽と学習に努めること」とされている。本指針は、それに基づき、構成員の研究倫理教育について定めるものである。

2. 定義

本指針で用いる用語を以下のとおり定義する。

①「受講必須者」とは、構成員のうち、以下に該当する者をいう。

ア 教職員：本学で研究活動を行うことを職務に含む者であって、「e-Rad」に本学を主たる研究機関として研究者登録されている者

※各研究費配分機関で定める「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」において、研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育を受講することが求められる研究者が該当する。

※「e-Rad」に研究者登録されている日本学術振興会特別研究員等を含む。

イ 学 生：学部学生及び大学院生（正規生に限る。）

②「受講推奨者」とは、受講必須者以外の研究協力者等であって、部局が定める者をいう。

③「セミナー・ワークショップ」とは、本部又は部局が主催する研究倫理に関するセミナー・ワークショップをいう。

④「必修教育」とは、受講必須者が必ず受講すべき研究倫理教育をいう。

⑤「部局」とは、構成員が研究活動を行う部局をいう。

⑥「本部」とは、「東北大学における公正な研究活動の推進に関する規程」第 6 条に定める統括研究倫理責任者、第 7 条に定める公正な研究活動推進委員会、第 16 条の公正な研究活動推進室の総称をいう。

3. 本学における研究倫理教育

(1) 本学では、別表「キャリア・ステージ別研究倫理教育実施要領」において、キャリア・ステージ別の役割及び課題を定めており、部局及び本部は、キャリア・ステージ別の役割・課題を満たすために、別表で定める研究倫理教育を構成員に実施し、構成員に受講させる。

(2) 受講必須者は、別表で定める研究倫理教育を定期的に受講すること。

①レベル 6 研究公正アドバイザー向けワークショップ（3 年に 1 度以上）

②レベル 4～6 APRIN e ラーニングプログラム（必修）（5 年に 1 度以上）
（及び所属部局・本部が実施する研究倫理教育の受講を推奨する）

③レベル 3 APRIN e ラーニングプログラム（必修）（在籍中 1 度以上）
（及び所属部局・本部が実施する研究倫理教育の受講を推奨する）

④レベル 1～2 全学教育科目 「学問論」（必修）（在籍中 1 度以上）

(3) 受講推奨者は、部局が推奨する研究倫理教育（APRIN e ラーニング、部局が実施するセミナー等）を受講すること。

4. 構成員の責務

(1) 別表で定める研究倫理教育を定期的に受講すること。

(2) 構成員は、別表において求められる役割、課題の達成に向けた必要な知識・経験の学習に努めること。

5. 部局の責務

- (1) 研究倫理推進責任者は、所属構成員への研究倫理教育を実施し、その受講状況を管理するとともに、以下について取り組むこと。
 - ①所属構成員に、漏れなく定期的な研究倫理教育を実施すること。特に、新規採用者、学外からの転入者に対する必修教育を採用・転入から2週間以内に実施すること。
 - ②部局の研究公正アドバイザーとともに、研究分野等の特性に応じた、部局で定めるルール（研究データの管理等）の説明会、セミナー・ワークショップ等を各年度1回以上実施すること。
 - ③研究公正アドバイザーに、本部が主催する研究公正アドバイザー向けワークショップを受講させること。
 - ④研究指導等を担う教職員（研究室主宰者等）に、研究室等の構成員への研究指導を実施するために必要な指導、助言を行うこと。
 - ⑤受講推奨者に、部局が推奨する研究倫理教育を適時実施すること。
- (2) 研究公正アドバイザーは、各部局での組織的な研究倫理教育の実施を主導すること。
- (3) 研究指導等を担う教職員（研究室主宰者等）は、研究室等の所属構成員に対して、研究指導と併せて研究分野等の特性に応じた研究データの管理等研究者の責務を理解させるために必要な教育及び指導を恒常的に実施すること。

6. 本部の責務

- (1) 統括研究倫理推進責任者は、全学の研究倫理教育の実施を統括し、別表で定める受講必須者（教職員に限る。）を対象とする研究倫理教育受講状況を、部局と連携して管理すること。
- (2) 公正な研究活動推進室及び研究推進部研究コンプライアンス推進室は、以下について取り組むこと。
 - ①部局における研究倫理教育の実施（部局主催説明会・セミナー・ワークショップ等）について助言、支援を行うこと
 - ②部局横断的なセミナー・ワークショップを実施すること。
 - ③研究公正アドバイザー向けワークショップを定期的に開催すること。
- (3) 文部科学省及び資金配分機関等への報告等を行うこと。

7. 競争的研究費への応募・実施要件

構成員が競争的研究費へ応募又は実施する場合には、別表で定める必修教育の受講完了を要件とする。

なお、応募予定の競争的研究費において、別表で定めるもの以外の研究倫理教育の受講が求められる場合は、その指示に基づき受講すること。

8. その他

この指針に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年2月2日改正）

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月22日改正）

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日改正）

この指針は、令和7年4月1日から施行する。

別表 キャリア・ステージ別研究倫理教育実施要領

レベル	対 象	役 割	課 題	受講内容		実施内容		
				受講必須者	受講推奨者	研究室主宰者等	部局 (研究倫理推進責任者、 研究公正アドバイザー)	本部
レベル6	研究公正 アドバイザー	他の研究者に対し助言を与え、 責任ある研究活動を先導的に推 進	専門分野における倫理を理解し、様々な事例 を把握し、他者に助言を与えることができる	レベル5の内容に加えて 研究公正アドバイザー向けワークショップの 受講(3年に1度以上)		—	—	研究公正アドバイザー 向けワークショップの 実施
レベル5	研究指導等を担う 教職員	研究指導及び共同研究で責任 ある研究の実施	①学生指導において責任ある研究と学習 が行えるよう指導することができる ②共同研究において責任ある研究が実施 できるよう役割を果たすことができる ③分野の研究倫理に関する最新の知識を 有すること	APRiNeラーニングプログラム(必修) (5年に1度以上) ※JSTコース(1)～(3)のいずれかのコースを 構成する全ての単元を必須受講単元とするこ と。		—	研究室主宰者等への助言 所属構成員に、部局主催説明会、セミナー・ワー クショップ等の実施 (各年度1回以上) 所属構成員の研究倫理教育受講状況の管理	
レベル4	研究に携わる教職 員・ポストドクトラル	自立的に責任ある研究の実践	①研究する分野の倫理の全体構造を理解 し、自分の研究を通じて実践する ②研究活動において発生する様々な研究 倫理の課題を自立的に解決する	部局・本部が実施するセミナー・ワークショッ プ等の受講(推奨)				
レベル3	大学院学生(博士) 大学院学生(修士)	(博士)教員の助言のもとで自立 的に責任ある研究の実践 (修士)教員の指導のもとで責任 ある研究の実践	①研究する分野の基本的倫理を理解し、 学位論文の提出に必要な研究作法を 習得する ②責任ある研究と研究不正の定義に ついて理解し、実践できる ③研究活動において発生する様々な 研究倫理の課題に気が付き、助言 の下で解決に努力する ④学位論文が有する学術論文としての 価値を理解し、特に博士論文につい ては、公開の原則・規則を理解する	APRiNeラーニングプログラム(必修) (在籍中に1度以上) ※JSTコース(1)～(3)のいずれかのコースを 構成する全ての単元を必須受講単元とするこ と。 部局・本部が実施するセミナー・ワークショッ プ等の受講(推奨)	部局が推奨する研究倫理教育を適時受講 本部・部局が実施する説明会、セミナー・ワー クショップ等の受講(推奨) APRiNeラーニングプログラム(推奨)	研究室等構成員への研究指導、研究倫理に 関する教育及び指導 (※)参考資料 参照	所属構成員に、部局主催説明会、セミナー・ワー クショップ等の実施 (各年度1回以上) 所属構成員の研究倫理教育受講状況の管理	全学セミナーの実施 【全レベル対象】 部局主催セミナー、 ワークショップ等への 助言、支援 研究倫理教育受講状 況の全学管理
レベル2	学部学生3・4年次 (学部専門教育)	各学問領域における研究の意義 と価値を理解する	①自分の専門分野の価値・社会的役割 及び解決が期待される学術的・社会 的課題を理解する ②科学技術の両義性を踏まえ、多様な 視点に立ちながら、社会における 学術研究のより良い在り方を希求する ③健全な批判的思考に基づき、社会の中 の科学技術に関する問題に関心を持つ	全学教育科目「学問論」(必修) 全学セミナーの受講(推奨)		—	—	
レベル1	学部学生1・2年次 (全学教育)	大学での学習への適応と実践	①大学及び学問の果たす価値・社会的 役割と、誤った研究のもたらす弊害を 理解する ②他者の意見と自分の意見の区別など、 大学での学習の基本的作法を理解し、 実践する ③捏造・改ざん・盗用やカンニング・ コピペなど研究と学習に関する不正 行為の問題を理解し、誠実な学習を 実践する			—	—	

(※)参考資料

- ①バーチャル体験学習型教材「The Lab」
- ②JST研究倫理教育映像教材「倫理の空白」
- ③『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得』
- ④日本学術会議『科学者の行動規範-改訂版』
- ⑤研究者の作法